様式1

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画									令和7年度上半期自己評価結果（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）						
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標（原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	実施（予定）時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） 定量的	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） 定性的	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		随意契約の見直し	・随意契約となっている案件について要因分析を行う。 ・随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 ・契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	・随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。	A	平成27年度	・外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期ごとに引き続き実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	年度末	R7年9月	・「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の公表を引き続き実施。 ・複数年にわたり随意契約となっている案件の実態把握及び要因分析を行った。 ・外部有識者による事後検証を実施。 ・オープンカウンタ方式の実施要領（平成29年度策定）に基づき、右方式による調達実施につとめた。 ・企画競争による随意契約案件の見直しを実施し、総合評価方式へ移行を促進。	A	・随意契約(企画競争)の案件につき総合評価落札方式へ移行が可能か常に検討。 ・9件の汎用物品において、オープンカウンタ方式による調達を実施（前年度上半期1件）。	・随意契約における透明性の確保へ向け分析を引き続き実施。 ・随意契約において実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討を行う等、競争性のある契約への移行を促進。	・契約の性質が案件毎に異なるため、一律的な見直し基準を設けることが困難なため、案件の性質に応じた取組を行っていく必要がある。	・引き続き「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握や実施者が限られた要因の分析を行い、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っていく。 ・随意契約については、引き続き、その透明性の確保、性質に応じた取組を行っていくとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については、随時それを実行していく。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札となっている案件を要因分析を行う。 ・一者応札で受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、調達担当部署内の共用フォルダに事業者ヒアリング情報を集積させることによって、情報の共有や蓄積を図る。不調・不落となった案件についても、調達担当による要因分析を行う。 ・資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応札の改善に努める。 ・市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているおそれが高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 ・契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。 ・中小・スタートアップ企業等の調達拡大や企業等への幅広い声掛け		A	平成29年度	・過去の改善実績を踏まえ、一者応札となっていた案件について、5件以上を目標とし改善を目指す。	年度末	R7年9月	・一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施。 ・複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件について、実態把握及び要因分析を行った。	A	・昨年度一者応札となっていた案件について、公告期間の延長、潜在的な事業者の発掘に努めたこと等により、13件において複数応札が確保され改善が図られた。	・「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、事業単位の見直し等を図り、競争性の確保が図られた。	・未だ一者応札である案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、市場規模が小さいことから、右結果は直ちに改善につながらない面があるが、調達スケジュールの見直しや潜在的な事業者の発掘等の取組を今後も継続して実行していく。	・引き続き調達改善及び一者応札の改善に努める。
	○	調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公平性、透明性等を確保しつつ、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大するために、電子調達システムを利用した電子入札を実施する。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 ・電子メールにて見積書や請書等を徴取することにより、調達事務の効率化を推進する。 ・HPにて電子入札・電子契約を推奨する。 ・紙入札で訪れた事業者に電子入札・電子契約を推奨する資料を手交する。		A	令和3年度	・入札公告、調達仕様書等の調達情報については、原則、調達ポータルを活用して電子的に公開する。 ・入札公告や入札説明書への掲載を通じて、事業者に電子調達システムの利用を周知徹底し、原則、電子入札案件とする(紙と電子の混合も含む)。 ・紙入札を選択する理由を把握するために、紙入札事業者に対して、理由書の提出を求める。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る55件上の電子契約を行う。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。	年度末	R7年9月	・競争性の確保を継続するため、Webを活用した調達業務を実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。	B	・228件の入札案件において電子入札システムを活用（前年度上半期180件）。 ・電子契約72件締結(前年度上半期22件)	・競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用した説明会や審査などを実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 ・入札関係掲載資料及び事業者への送付資料に電子入札・契約推進依頼のペーパー追加を実施。	・電子契約を行う際には相手方業者においても社内調整などが必要となることが多い。	・Web会議用アプリを利用した説明会については、対面と遜色なく実施が可能であったため、今後もWeb会議用アプリを利用して実施する予定。 ・より積極的な事業者への案内や声かけを通じて電子入札システムの活用に努める
○		調達予定情報の発信	・前年度の一般競争入札案件及び当該年度に開始する新規予定案件について、調達予定時期や前年度の契約金額（単価契約の案件については契約時の予定調達額）を年2回ホームページに掲載し（新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直したものを掲載）、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。	・新規事業者の発掘を行うことは、一者応札の改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。	A	令和2年度	・引き続き、新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。	年度末	R7年4月	・令和7年度の一般競争入札案件につき、今年度における実施の有無、実施予定時期を主管課へ確認し、令和7年度における調達実施予定時期及び令和6年度の契約額を当省ホームページに掲載。	A	―	・令和7年度分の調達予定情報をホームページに掲載。	―	・引き続き情報発信により、前年度一者応札となった案件について、5件程度を目標とし改善を目指す。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日　デジタル庁）等）。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷（電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数）
・電子契約案件数：契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数（電子契約案件数の内数）

※1　難易度

A＋：効果的な取組
A　：発展的な取組
B　：標準的な取組

※2　進捗度

・A：（定量的な目標）目標進捗率90%以上
　（定性的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B：（定量的な目標）目標進捗率50%以上
　（定性的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
・C：（定量的な目標）目標進捗率50%未満
　（定性的な目標）何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

様式2

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。	継続	・オープンカウンタ方式により9件の汎用物品において調達を実施（前年度上半期1件）。	・個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施。
2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合（11.6%）を占めており、国庫債務負担行為の活用（複数年度契約の検討）等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努める。	継続	・国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は7件（前年度上半期4件）。	・デジタル統括アドバイザーを活用し、決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業の段階においても右記アドバイザーによるヒアリングを実施し、システム関係経費のコスト削減等改善を実施。
3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上（省内HPの改定等）	継続	－	・調達手続等の省内実務者向け研修を実施。 ・標準化契約書や調達手続決裁書等の改訂を適宜実施し、調達改善ノウハウの向上に努めたい。
4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。	継続	－	・契約書案、仕様書等を電子調達システムにて公表することで透明性を図り、一般競争入札等における新規参入を促した。
5 クレジットカードの活用（クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い）	継続	－	・引き続き、水道料金の決済業務について、クレジットカードのパーチェシング方式を活用。現金の取扱い及び銀行へ直接出向く支払手続が省略され、事務コストを削減。
6 国庫債務負担行為の活用	継続	・複数年度にわたって事務・事業を実施することにより合理性が認められる事務機器借入れ等について、国庫債務負担行為による複数年契約の拡充を実施。新規国庫債務負担行為は21件（システム案件を除く）であった（前年度上半期24件）。	－

様式3

外部有識者からの意見聴取の実施状況

（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授（東海大学法学部）】　意見聴取日【令和7年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達改善計画に関する取組全般については、特に随意契約の見直しと一社応札への対応が重要であると考える。前者については、例えば9件の汎用物品調達においてオープンカウンタ方式を導入するといった工夫がみられた。外交の任務の特殊性に鑑み、随意契約とせざるを得ない案件が一定割合で存在するが、その場合でも可能な限り経済性を確保した契約を締結するように一層努めて頂きたい。後者については、複数年度にわたり一者応札となっている案件について、実態把握や要因分析を行ったこと、公告期間の延長や潜在的な事業者の発掘に努めることにより、昨年度一者応札となっていた13件において複数応札を確保するといった工夫がみられた。やはり外交の任務の特殊性に鑑み、複数応札を得ることが容易ではない案件も存在するが、一者応札チェックリストの活用も含めて、さらに複数応札を確保するよう努めて頂きたい。	○オープンカウンター方式を今後さらに取り入れていくよう努める他、可能な限り随意契約の見直しを推進していく。また、引き続きチェックリストを活用しながら一者応札となる原因の分析に努め、個々に対応することにより一者応札の改善を図る。
○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約の実施）につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達実務のデジタル化の推進については、Web会議アプリを利用した説明会や審査を実施することによって競争性を確保する、電子メールにおいて見積書等を徴収するといった工夫が進められている。また電子入札システムの活用も着実に増加している。事業者や調達事務担当者に電子入札や電子契約の推進を一層周知することにより、関係者の理解の下に更に着実にデジタル化を推進して頂きたい。	○可能な限り業務のオンライン化を進めるほか、事業者等へ電子入札システムを周知することにより、さらなる電子入札、電子契約の推進に努めていく。

外部有識者の氏名・役職【三苫 裕・弁護士（長島・大野・常松法律事務所）】　意見聴取日【令和7年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○金額が大きいシステム関係経費については、デジタル統括アドバイザーの活用や国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の活用などの施策がとられており、かなりの改善が見られる。システムの改修については、改修点が出てくるたびに（あるいは予算が付くたびに）個々にやるのか、それともある程度まとめてやるのかなど、大きな方針についてもご検討いただきたい。	○今後もデジタル統括アドバイザーや複数年度契約の活用を続けていく。システムの改修については、状況の変化等で緊急の対応が求められる場合を除き、なるべく長期的な視野を持って進めていく。
	○調達にあたっては、外務省側の事務コストもしっかり念頭に置いて改善方法を検討されたい。競争性の確保はもちろん重要ではあるが、例えば、競争性を確保してもコスト削減の余地が乏しい少額かつ継続的な案件について、毎年本格的な入札を行っても（新規事業者から見ると入札参加コストがまかなえないので）一者応札になるだけであり、外務省側の事務コスト（人件費）を考えれば、不経済であることも少なくない。インフレ型の経済に移行しつつあることを考慮すると、こういう場合は数年に一度マーケットチェックの意味で入札に付す一方で、それ以外の年は前年度の金額及びインフレ率を踏まえて随意契約でできないかなど、工夫の余地がないかも検討する価値があると思われる。	○ご指摘のとおり、競争性の確保を第一とした上で、案件毎の一者応札原因を考慮しつつ、経済性と事務コストを両立できる調達を検討していくこととしたい。
○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約の実施）につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達事務のデジタル化は順調に進捗している。今後も調達事務のデジタル化の推進は不可避であり、公正性や情報セキュリティの確保に留意しつつ、さらなる拡大を進めていただきたい。	○公正性と情報セキュリティの確保に留意しつつ、さらなる拡大を目指す。

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士（宮本公認会計士事務所・合同会社カミダ会計）】　意見聴取日【令和7年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○随意契約の見直しや一者応札案件への取り組みなど、これまでの調達改善計画に関する取組は成果をあげていると思われる。 調達改善計画に関する取組は、コストダウンという目に見える成果だけではなく、業務に携わる貴省職員の意識改革にもつながる面もあり、引き続き対応を進めていただきたい。	○引き続き随意契約の見直しや一者応札改善に取り組んでいくこととする。また、調達改善計画の取組につき関係部署に周知し、意識改革に努めたい。
○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約の実施）につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○電子入札・電子契約は、受注者側も事務作業やコストダウンにつながるなどメリットが大きく、引き続き普及拡大に努めていただきたい。普及拡大にあたっては、受注者側の声を聴くなどして、改善すべきところは改善を進めていただきたい。	○電子入札・電子契約に関し受注者側にメリットを説明することで引き続き普及拡大に努めていく。また、普及拡大のため、受注者側の状況を確認する。

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士（燕総合法律事務所）】　意見聴取日【令和7年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○随意契約及び一社応札案件について、要因分析や改善策は講じていると思うので、その傾向や対策について貴省内部での部署間や、他の官公庁との情報共有も可能な範囲で進めると改善が進むと考える。	○調達部署間で随意契約及び一者応札の傾向と対策を共有するほか、行政改革推進会議にてとりまとめる各省の調達改善の取組を参考とする。
	○システム関係の経費についてデジタル統括アドバイザーの意見を得ているように、高額案件、専門的な知見を要する案件、その他重要案件について、中立的な有識者の助言を得ることが有用な分野があれば、検討していただきたい。	○機微な案件については外部との情報共有が不可のため実現が困難だが、営繕関係のように、既に設計調達において民間有識者（大学教授）、国土交通省技術対策官の意見を踏まえて選定資料を作成し、プロポーザル方式による受注者選定を行っている例もあることから、ご提案いただいた内容につきまずは省内関係者で共有する。
○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約の実施）につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達事務のデジタル化について、Web会議や電子メール等の活用は、応札者の裾野を広げるとともに調達事務の効率化に資するため、今後も積極的な取り組みを継続すべきと考える。同時に、電子化が参入障壁とならないよう、情報セキュリティを確保しつつ、電子入札の操作の簡素化や、入札プロセスが公平に行われていることを担保する仕組み作りも継続的に行う必要がある。	○調達事務のデジタル化について、今後も積極的な取組を継続する。電子入札システムについては、今後もシステム主管省庁の取組に協力していくこととしたい。

外部有識者の氏名・役職【増井 良啓・教授（東京大学大学院法学政治学研究科）】　意見聴取日【令和7年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達改善計画に関する取組全般について システム関係においては一般論としてベンダー・ロックインが生じやすいというリスクを十分に意識しつつ、引き続き、中期的展望に立った事業計画の策定に努めることが望ましい。	○システム関係に関しては、事前に要件定義や調査を行った場合に得られた知見を可能な限り仕様書に反映して公開する、または別事業者であっても対応できる仕組みを構築の上で入札により選定する等の対策を検討する。
○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約の実施）につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○調達事務のデジタル化の推進について Web会議アプリを利用した説明会や審査を実施するなど、オンラインで対応可能な点につき業務改革を進めている点が、評価できる。関連して、契約監視委員会についても本省対面とオンラインとのハイブリッド形式で開催している点は、委員会審議の効率化に資するものであり、今後とも、その安定的な継続実施を期待したい。	○今後も必要に応じてオンライン説明会を実施するほか、契約監視委員会の対面とオンラインとのハイブリッド形式による開催を継続する。